

佐賀労働局発表  
令和7年2月25日（火）

担	厚生労働省佐賀労働局職業安定部
当	職業対策課長 高尾 正昭
	地方障害者雇用担当官 山田 直美
	TEL 0952-32-7217
	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/</a>

## 「もにす認定制度」の認定通知書交付式を行います

### 株式会社トスデリカ（鳥栖市）

佐賀労働局（局長 城 寿克）は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下「もにす認定制度」という。）において、株式会社 トスデリカ（鳥栖市）を認定しました。

これまで認定を受けた企業は全国で489社（令和6年12月末時点）ありますが、佐賀県内においては、今般の認定により県内の認定企業は6社となります。

【日時】 令和7年3月10日（月曜）10:30～11:30

【会場】 鳥栖公共職業安定所 会議室（2階）  
（鳥栖市東町1丁目1073）

[もにす認定企業一覧↓](#)

[https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage\\_01629.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_01629.html)



#### もにす認定制度とは

障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取組状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進が期待されます。

<認定された場合のメリット>

- 厚生労働省及び佐賀労働局ホームページへの掲載をはじめ、ハローワークにおいて、求人票に認定マークや認定企業の表記、求職者などに重点的にPRできます！
- 認定マークを自社の商品や広告に付けることにより優良企業であることをアピールできます！
- 日本政策金融公庫の低利融資の対象となります！

※ 取材をご希望の場合は、必ず事前に右上の担当者（障害者雇用担当官：山田直美）宛ご連絡をお願いします。（直接の企業様宛での連絡はご遠慮願います。）

業種：食料品製造業

会社概要：サラダ・煮物・カット  
野菜等の製造

所在地：鳥栖市田代外町701

ホームページ：

<https://tosudelica.deria-foods.co.jp/>



## 会社のPR情報

トスデリカのめざす姿 みんなに「やさしい」を届けよう。

当社は2000年10月にサラダを中心としたお惣菜の生産会社として、キューピー株式会社鳥栖工場惣菜製造部門より独立し、デリリア食品株式会社から100%の出資を受けて誕生しました。

私どもの商品コンセプトは「毎日食べても飽きない、沢山食べられる、そして身体に優しいお惣菜」です。九州全域の大勢のお客様に喜んで召し上がっていただき、元気になっていただけるような安全安心で美味しいお惣菜を提供していくことを目指しております。

## 会社からのメッセージ

弊社は、障害者雇用に対する意識や理解を深め、障害者雇用に取り組んでいます。

現在では4名の障害者を雇用しており、その内3名が勤続15年以上と、非常に高い定着率を誇っています。

今後も美味しく健康に良い製品を食卓に届けるという責務に自信と誇りが持てることが、弊社のめざす姿です。

一緒に会社の未来を考えていける仲間を待っています。

## 障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

### 数的側面

雇用状況	実雇用率	3.70%
	実雇用率 (除外率適用前)	3.70%
	障害者不足数	0名
定着状況	・従業員全体の平均勤続年数に対して、障害者の平均勤続年数が同等以上です。障害者の平均勤続年数は14年です。	

### 仕事づくり

事業創出	・第24期 (令和4年12月1日～令和5年11月30日) の経常利益は黒字です。
職務選定・創出	・障害者の雇入れに際して、ハローワークや就労支援機関と連携し、障害者の特性に適する仕事のマッチングを行いました。

### 環境づくり

職務環境	・下肢障害を持つ方のために、更衣室への椅子の設置や、移動しやすいよう手すりの設置を行い、業務遂行に支障がないよう配慮しています。
募集・採用	・特別支援学校から在学中に職場実習生を受け入れ、職務の理解の促進と就業能力の向上に協力しています。
その他の雇用管理	・社員駐車場は工場敷地外にありますが、ある社員から障害者の駐車場使用について提言があり、上部へ相談したところ、社長からのトップダウンで工場敷地内の駐車場使用ができるようになりました。

# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット



### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

## Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

### A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



## 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること  
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること  
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良	2点	良	2点					
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)			
		優良	1点	取組関係の合格最低点		5点 (満点20点)			

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

**と も に す す む**

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。